

# REPORT III

## 共済事業の現状と課題

保険研究部門 明田 裕  
aketa@nli-research.co.jp

### 1. はじめに

わが国で任意加入の保険（共済）サービスを提供する主体には、保険業法に基づいて設立された民間の保険会社のほかに、郵便局の簡保と、JA（農協）共済・全労済などの各種共済団体がある。簡保が巨大な存在でしかも毎年そのシェアを高めていることはよく知られているが、共済も民間生保をはるかに上回る伸びを示している（図表 - 1）。また、そのシェア（対生損保収入保険料全体）は、わが国以外の全世界合計で4%台であるのに対して、わが国では11%強に達しており、国際的に見てもかなり高い<sup>(注1)</sup>。

簡保が生保専業であるのと異なり、共済の事業主体（共済団体）には生損保を兼営している例が多いが、本稿では、わが国の共済事業の現状を概観した上で、その中の「職域共済」の課題（主として生命共済分野）を展望し解決の方向性を探ることとしたい。

なお、本稿で取り扱う「共済」には、国家公務員共済などの社会保険の一種としての共済制度や、中小企業退職金共済などの準公的年金制度（国が関わり運営費の国家負担などがある）としての共済は含まない。あくまで、民間生損保や簡保と同列の任意加入の共済事業のみを対

象とする。

図表 - 1 民間生保・簡保・共済の主要指標の推移  
(兆円)

	収入保険料 <sup>(注1)</sup>			総資産		
	民間生保	簡保 <sup>(注2)</sup>	共済 <sup>(注3)</sup>	民間生保	簡保	共済
1991年度	28.24	9.34	4.06	143.23	57.82	22.40
1996	29.35	13.64	5.77	188.66	98.80	33.96
2001 (1991年=100)	26.18 (93)	15.20 (163)	6.65 (164)	184.37 (129)	124.76 (216)	43.63 (195)

(注1) 共済にあつては受入共済掛金

(注2) 簡保については運用資産

(注3) 共済については損保分野を含む数値

(資料) 生命保険協会 総務省 日本共済協会

### 2. 共済事業の現状

#### (1) 共済事業と保険事業

「共済」と「保険」は数理的には同じ仕組みであり、消費者の側からすると区別が付きにくい。両者の差異としては、一般に次のような点が挙げられているが、共済事業はその発展とともに保険事業に接近しつつある、とも言われている。

保険は不特定多数のものを対象とする<sup>(注2)</sup>が、共済は原則として特定の職域や地域に限定された構成員を対象とする。従って、保険は募集組織を必要とするが、共済には必ずしも必要でない。

共済には簡便に加入できるという特徴があ

り、その加入金額の水準は一般に保険に比べて低い。

規制・監督の面から見ると、民間保険が保険業法を根拠とし金融庁の監督を、簡保が簡易生命保険法を根拠とし総務省の監督を、それぞれ受けるのに対し、共済事業は、農業協同組合法など各種の協同組合法を根拠とし所管官庁の監督を受ける（共済に関する規制は所管官庁によって精粗にある程度の差がある。海外では、一般に共済を含む広義の保険事業は一元的な監督に服しており、監督主体が分散しているわが国のような例は少ない）。

## （２）共済事業の現状

図表 - 2 は、社団法人日本共済協会発行の「共済年鑑」に掲載されている2001年度の共済団体別事業概況を要約したものである。受入共済掛金の8割、総資産の9割をJA共済が占めている（その規模は民間保険最大手の日本生命に匹敵する）が、その仕組みは、全国各地の千を超える農業協同組合が窓口となり、全国共済農業協同組合連合会（通称「全共連」）が再共

済を受けるという2段階方式である。

また、「生協の共済」は、消費生活協同組合法を根拠とし厚生労働省の監督を受けているが、受入共済掛金の16%、総資産の8%を占めており、多種多様な共済団体を含む。そのうち、全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）は「こくみん共済」を、全国生活協同組合連合会は埼玉県民共済などの「県民共済」を、それぞれ主力商品とする共済団体である。JA共済同様「地域 - 全国」という2段階方式をとっているため、表に見られるように団体数が多くなっているが、実質的にはそれぞれを1団体と見ることができ、その規模はかなり大きい。

これに対し、労働組合生協共済や職域生協共済は、自治労、全通などの労働組合（単産）や防衛庁、警察などの職域を母体とするもので、（労働組合生協共済にあっては全労済と一定の関係はあるものの）個々の共済団体が基本的に独立しており、1団体あたりの規模は比較的小さい。また、JA共済における員外利用などのような制度は基本的に存在せず、構成員の中で「閉じた」制度になっており、共済制度本来の

図表 - 2 主要共済団体別2001年度事業概況（損保分野を含む）

	団体数	契約件数	受入共済掛金	総資産	根拠法	監督官庁
JA（農協）共済	1,232	6,069万件	52,888億円	39.13兆円	農業協同組合法	農林水産省
JF（漁協）共済	1,817	98	838	0.49	水産業協同組合法	〃
生協の共済	555	7,037	10,981	3.63	消費生活協同組合法	厚生労働省
うち全労済	57	3,302	5,267	1.82		
全国生活協同組合連合会（注）	38	1,888	2,493	0.17		
労働組合生協共済	8	741	1,096	0.68		
職域生協共済	10	329	1,029	0.81		
その他とも合計	10,493	14,349	66,557	43.63		

（注）埼玉県民共済等の県民共済を含む （資料）共済年鑑2003年版（日本共済協会）

性格を色濃く残している。

次節ではこうした労働組合生協共済や職域生協共済（以下「職域共済」と総称）について、生命共済分野を中心に今後の課題を展望し、解決の方向性を探してみたい。

### 3. 職域共済の課題と解決の方向性

#### （1）母体人口の減少と高齢化

職域共済においては、多くの場合、母体である労働組合や職域において諸般の事情から構成員数の減少と高齢化が同時に進行していることなどを受けて、共済加入者の平均年齢が近年着実に上昇しており、今後も上昇する見通しにある。短期（1年）の生命共済で年齢にかかわらず一律の料率を適用している共済団体においては、今後の収支の悪化が懸念される。

#### （2）資産運用環境の悪化

周知のとおり、民間生保は超低金利、株価の低迷、不良債権の発生などの資産運用環境の悪化に苦しんでいる。これに対し、職域共済の事業は短期（1年）の共済が中心であり、そもそも資産運用の重要性は低い。加えて、不良債権は基本的に存在せず株式の占める割合も小さいことから、全体としては、民間生保に比べれば資産運用環境悪化の影響は格段に小さいと思われる。

しかしながら、個々の共済団体のベースでは、資産運用の専門家が不在もしくは手薄なケースもあり、超低金利の下で、証券会社に勧められるままに多額の低格付債券や仕組み債を購入しているケースも想定される（昨年デフォルトしたアルゼンチン国債については、資産運用の知識に乏しい公益法人が購入していたという報道が多数見られた）。

また、終身共済などの長期の生命共済を実施している一部の共済団体については、予定利率を運用利回りが下回るいわゆる「逆ざや」が生じている可能性もある。

#### （3）チェック機能が脆弱

民間の保険会社の場合、株主総会あるいは総代会によるガバナンスに加えて、

保険数理の専門家である保険計理人による商品・料率の適正性や経営の健全性のチェック  
監査法人による外部監査

詳細なディスクロージャー資料による経営情報の開示

などによって、経営チェック機能が担保されている。これに対して、職域共済の場合、こうした機能は必ずしも充分ではない。

職域共済は構成員に限定された「閉じた」制度であり、チェック機能が弱くても問題はない、との見方もできるが、執行部と加入者の間でエージェンシー問題が発生する可能性があること、民間保険における契約者保護機構のような安全ネットが存在しないことを考えれば、事業の健全性を確保するための枠組みはやはり重要である。

#### （4）課題解決の方向性

以上述べてきた課題を解決するためには、常勤の共済計理人を置いて商品・料率の適正化や事業の健全性の確保を図るとともに、資産運用やALMを熟知した専門家を雇用し、さらに監査法人の外部監査を受けることが考えられる。

しかしながら、いずれも相当のコストを要するものであり、個々の共済団体の規模によってはそのコストを負担しにくいことも考えられる。そうした場合は、保険計理や資産運用のノウハウを持つアクチュアリーハウスや保険会社

系シンクタンクのコンサルティングを受けることも考えられよう。

#### 4. おわりに

昨年秋、共済制度をめぐる二つの注目すべき報道があった。一つは、月刊誌「選択」11月号の『猛威振るう「無認可共済」 - 生損保のすき間突くが「マルチまがい」も - 』と題する記事で、放置すればオレンジ共済の二の舞になるのではないかと警鐘を鳴らしている。今一つは、11月10日付の朝日新聞1面の「腸の難病患者に共済 - NPOが補償創設 - 」という記事で、一般の生命保険（共済）に加入しにくい認定患者（全国で約9万人）の悩みに応えて期間6年の補償制度が創設された、と報じている。

これらは、いずれも根拠法を有さず認可を受けていない「無認可共済」である。前者の「マルチまがい」を放置すべきでないことは衆目の一致するところであろうが、問題は后者だ。「難病」で「NPO」とくるとそれだけで美談のように受け取ってしまうが、ことはそう簡単ではない。この共済については今年1月6日のNHK「クローズアップ現代」でも採りあげられた<sup>(注3)</sup>が、新聞記事でもテレビでも「認可が不要なので内容が自由に設計できる」と説明されていた。

しかしながら、共済は、一般商品とは異なり、代金前払いの制度だ。難病の方に保障を提供することの意義を否定するつもりは毛頭ないが、共済で最も重要なのは、事故（このケースでは難病患者の死亡）が起こった時にその保障を全うすることである。

認可共済も含め、共済には、冷徹な保険数理に基づいた適正な商品・料率設計と事業運営の適切なガバナンスが欠かせない。

-----  
(注1) ファクトブック2002日本の共済事業（日本共済協会）、スイスリーシグマから筆者が計算

(注2) 保険業法第2条（定義）：この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険（中略）をいう。

(注3) このほかに1月23日の教育テレビ「ETV2003」でも採りあげられたようだが、筆者は視聴していない。

#### （主要参考文献）

- ・『共済年鑑2003年版』、日本共済協会
- ・『ファクトブック2001日本の共済事業』、日本共済協会
- ・坂井幸二郎『共済事業の歴史』、2002年、日本共済協会
- ・山上正博「共済事業の現状とその沿革」、『生命保険経営』1981年3月号